

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	管内みなとカメラ高度化検討業務
業 務 概 要	計画・準備 計画準備 1式 協議・報告 事前協議 1回 中間報告 1回 最終報告 1回 現地調査 現地踏査（ヒアリング含む） 1式 2ヶ所（尾道糸崎港、境港） 利用条件の整理 1式 検討・設計等 みなとIPカメラ（仮称）の検討 1式 尾道糸崎港 みなとIPカメラ（仮称）の設計 1式 尾道糸崎港 みなとカメラの保守点検の検討 1式 境港 資料作成 関係機関との協議資料作成 1式 機器設置設計図書等の基礎資料の作成 1式 基礎構造 2ケース 維持管理計画書の作成 1式 境港 照査 照査 1式 業務完成図書 報告書作成 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 中崎 剛 国土交通省中国地方整備局 広島市中区東白島町14番15号
契 約 年 月 日	令和4年8月22日
契 約 業 者 名	公益社団法人日本港湾協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂3-3-5
契 約 金 額	24,420,000円（税込み）
予 定 価 格	24,541,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	簡易公募型プロポーザル方式により、手続開始の公示を行ったところ、2社から参加表明書が提出された。中国地方整備局（港湾空港関係）建設コンサルタント等選定委員会により、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、技術提案書の提出要請を行った。提出された技術提案書について、同委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定したものである。 以上により、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。
業 務 場 所	中国地方整備局指定の場所
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間（自）	令和4年8月22日
履 行 期 間（至）	令和5年2月28日
備 考	

### 備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。